

令和6年（行ク）第131号 緊急命令申立事件（本案・令和6年（行ウ）第65号
労働委員会命令取消請求事件）

決 定

東京都港区芝公園1丁目5番32号

5	申 立 人	中 央 労 働 委 員 会
	同 代 表 者 会 長	荒 木 尚 志
	同 指 定 代 理 人	丹 野 由 莉
	同	山 下 陽
	同	八 木 公 代
10	同	原 英 史

東京都大田区蒲田五丁目10番2号（日港福会館）

同 補 助 参 加 人	全 国 港 湾 労 働 組 合 連 合 会
同 代 表 者	真 島 勝 重

東京都大田区蒲田五丁目10番2号

15	同 補 助 参 加 人	全 日 本 港 湾 運 輸 労 働 組 合 同 盟
	同 代 表 者 会 長	足 立 賢 次
	上記兩名代理人弁護士	古 川 景 一
	同	大 塚 達 生
	同	田 中 誠

20 東京都港区新橋六丁目11番10号

	被 申 立 人	一 般 社 団 法 人 日 本 港 運 協 会
	同 代 表 者 代 表 理 事	久 保 昌 三
	同 代 理 人 弁 護 士	五 十 嵐 紀 男
	同	幕 田 英 雄
25	同	山 田 秀 雄
	同	笠 置 泰 平

同 平 岡 卓 朗
同 厚 井 久 弥

主 文

1 被申立人は、被申立人を原告、国を被告（申立人を処分行政庁）とする当庁令
5 和6年（行ウ）第65号労働委員会命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、
申立人が中労委令和3年（不再）第30号事件について発した命令によって維持
するものとした、東京都労委令和2年（不）第25号事件について東京都労働委
員会がした令和3年7月20日付け命令の主文第1項に従い、申立人補助参加人
10 全国港湾労働組合連合会及び同全日本港湾運輸労働組合同盟が平成31年2月
19日付けで申し入れた産業別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の
禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答
を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。

2 申立費用は、補助参加によって生じた費用も含め、被申立人の負担とする。

理 由

1 申立ての趣旨及び理由は、別紙緊急命令申立書記載のとおりであり、申立人が
15 被申立人に対し履行を求める東京都労委令和2年（不）第25号事件について東
京都労働委員会がした令和3年7月20日付け命令（以下「初審命令」という。）
の主文第1項は、「被申立人は、申立人補助参加人全国港湾労働組合連合会及び
同全日本港湾運輸労働組合同盟が平成31年2月19日付けで申し入れた産業
20 別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に
応じなければならない。」というものである。

2 一件記録によれば、申立人が初審命令を維持するものとした中労委令和3年
（不再）第30号事件についての令和5年12月20日付けの命令（以下「本件
25 命令」という。）は、その認定及び判断において正当であり、適法であると認め
られる。

そして、一件記録によれば、被申立人は、今日に至るまで、初審命令の主文第
1 項を履行しておらず、本件命令の取消請求事件の判決が確定するまで不履行の
状態が継続した場合、申立人補助参加人全国港湾労働組合連合会及び同全日本港
湾運輸労働組合同盟の団結権及び団体交渉権の侵害が進行し、重大な損害を生ず
るおそれがあると認められるから、緊急命令の必要性があるというべきである。

3 よって、主文のとおり決定する。

令和7年9月16日

東京地方裁判所民事第11部

裁判長裁判官

木

地

寿



裁判官

畦

地

英



裁判官

田

中



緊急命令申立書

令和6年6月7日

申立人指定代理人

八 木 公 代

同

鈴 木 真理子

同

山 下 陽

東京地方裁判所民事第11部丙F係 御中

申 立 人 東京都港区芝公園1丁目5番32号

中央労働委員会

代表者 会長 岩 村 正 彦

【送達場所】

〒105-0011

東京都港区芝公園1丁目5番32号 労働委員会会館内

中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室

電 話 03-5403-2267 (直通)

FAX 03-5403-2250

被申立人 東京都港区新橋6丁目11番10号

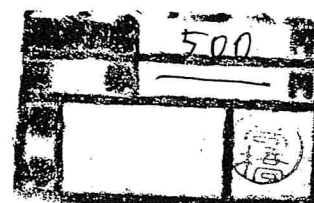
一般社団法人日本港運協会

代表者 代表理事 久保 昌三



第1 申立ての趣旨

被申立人は、被申立人を原告、申立人を被告とする御庁令和6年（行
ウ）第65号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るま
で、申立人が中労委令和3年（不再）第30号事件によって維持するも



のとした、東京都労委令和2年（不）第25号事件に関する東京都労働委員会の令和3年7月20日付け命令（8月18日交付）の主文第1項に従い、

「一般社団法人日本港運協会は、全国港湾労働組合連合会及び同全日本港湾運輸労働組合同盟が平成31年2月19日付けで申し入れた産業別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。」

との決定を求める。

第2 申立ての理由

1 申立外全国港湾労働組合連合会（以下「連合会」という。）及び同全日本港湾運輸労働組合同盟（以下「同盟」といい、連合会と同盟を併せて「組合」という。）は、被申立人が、平成28年以降、組合との産業別最低賃金に関する団体交渉において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）に抵触するおそれがあるとして、組合の要求に対して回答しないことが不当労働行為であるとして、令和2年2月10日、申立人に救済を申し立て、申立人は、上記救済申立てを東京都労働委員会に移送した。

同委員会は、上記救済申立てについて、東京都労委令和2年（不）第25号事件として審査の結果、令和3年7月20日付けで、別紙疎甲第1号証の「主文」記載のと通りの命令（以下「本件初審命令」という。）を発した（令和3年8月18日交付）。

2 被申立人は、本件初審命令を不服として、令和3年8月25日、申立人に再審査を申し立てた。この再審査申立てについて、申立人は、中労委令和3年（不再）第30号事件として再審査の結果、令和5年12月20日付けで、別紙疎甲第2号証の「主文」記載のと通りの命令（以下「本件再審査命令」という。）を発し、令和6年1月23日、その写しを被申立人に交付した。

3 被申立人は、令和6年2月20日、本件再審査命令の取消しを求め

る旨の行政訴訟を提起し、御庁令和6年（行ウ）第65号事件として現在審理中である。

- 4 被申立人は、本件再審査命令書の写しの交付を受けた後も同命令主文を任意に履行する態度を示していないことは、当該命令の履行状況調査（疎甲第3号証及び疎甲第4号証）から明らかである。そして、仮に本案行政訴訟事件において被申立人の請求が棄却され、その判決が確定したとしても、その確定までの間、当該命令が履行されない状態が継続することになれば、被申立人による平成28年以降の長期にわたる団体交渉拒否によって生じた組合の団結権及び団体交渉権に対する著しい侵害が継続し、その回復をより困難なものとし、労働組合法の趣旨、目的に反する結果となる。

また、組合からは、本件再審査命令が履行されず、団体交渉の開催が引き延ばされることになれば、組合の団結に回復しがたい損失を生じさせる危険があるうえ、救済命令による救済の実効性が失われるとして、疎甲第5号証のとおり、緊急命令の申立てを求める上申書が提出されている。

- 5 上記の事情に鑑みれば、本件においては、本件再審査命令が命じるところにより被申立人は団体交渉に応じ、もって、被申立人の団体交渉拒否による組合の団結権及び団体交渉権に対する著しい侵害を除去するとともに、労使間における正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保（第二鳩タクシー事件・最大判昭52. 2. 23民集31巻1号93頁参照）、これを本件に即していえば、正常な団体交渉秩序の迅速な回復、確保を図る必要性が極めて高い。申立人は、上記のような状態がそのまま存続するならば、労働組合法の精神が没却されてしまうこととなるので、令和6年5月22日開催の第312回第二部会において、労働組合法第27条の20の規定に基づき、本件申立てを行うことを決議した（疎甲第6号証）。

よって、本件申立てに及んだ次第である。

疎明方法

- 1 疎甲第1号証 東京都労働委員会命令書（写し）
- 2 疎甲第2号証 中央労働委員会命令書（写し）
- 3 疎甲第3号証 被申立人からの「報告書」（写し）
- 4 疎甲第4号証 全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組
合同盟からの「回答書」（写し）
- 5 疎甲第5号証 全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組
合同盟からの「緊急命令申立を求める上申書」（写
し）
- 6 疎甲第6号証 中央労働委員会第312回第二部会議事録（抄）

附属書類

- 1 疎甲第1号証乃至疎甲第6号証 各1通
- 2 指定代理人指定書 1通

これは正本である。

令和7年9月16日

東京地方裁判所民事第11部

裁判所書記官 深谷 隆